

吸収分割に係る事後開示書面

2021 年 7 月 1 日

大阪府大阪市北区堂山町 3 番 3 号
株式会社 L e T e c h
代表取締役社長 平野 哲司

大阪府大阪市北区堂山町 3 番 3 号
株式会社西日本ヘルスケア
代表取締役 水向 隆

株式会社 L e T e c h（以下「吸収分割会社」といいます。）及び株式会社西日本ヘルスケア（以下「吸収分割承継会社」といいます。）は、2021 年 5 月 18 日付け吸収分割契約書（以下「本吸収分割契約」といいます。）に基づき、2021 年 7 月 1 日を効力発生日として、吸収分割会社の介護事業を吸収分割承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。

本吸収分割に関する会社法第 791 条第 1 項第 1 号、第 801 条第 3 項第 2 号及び会社法施行規則第 189 条に基づく事後開示事項は、以下のとおりです。

- 1 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第 189 条第 1 号）
2021 年 7 月 1 日
- 2 吸収分割会社における法定手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 2 号）
 - (1) 吸収分割の差止請求に係る手続の経過（会社法第 784 条の 2）
本吸収分割は、会社法第 784 条の 2 ただし書きに定める場合に該当するため、会社法第 784 条の 2 の規定による差止請求権は発生しません。
 - (2) 反対株主の株式買取請求に係る手続の経過（会社法第 785 条）
本吸収分割は、会社法第 785 条第 1 項第 2 号に定める場合に該当するため、会社法第 785 条の規定による手続は行っておりません。
 - (3) 新株予約権買取請求に係る手続の経過（会社法第 787 条）
本吸収分割に際して会社法第 787 条第 1 項第 2 号の要件を満たす新株予約権はありませんので、会社法第 787 条の規定による手続は行っておりません。
 - (4) 債権者の異議に係る手続の経過（会社法第 789 条）
吸収分割会社は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に従い、本吸収分割について、2021 年 5 月 27 日付官報に公告し、また、電子公告を行いました。が、申述期限までに同条第 1 項の規定による異議申述を行った債権者はいませんでした。
- 3 吸収分割承継会社における法定手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 吸収分割の差止請求に係る手続の経過（会社法第 796 条の 2）

吸収分割承継会社の株主は吸収分割会社のみであり、会社法第 796 条の 2 に基づき、吸収分割承継会社に対して本吸収分割の差止請求を行った株主はいませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求に係る手続の経過（会社法第 797 条）

吸収分割承継会社の株主は吸収分割会社のみであり、会社法第 797 条第 2 項第 2 号により、吸収分割会社には株式買取請求権がないため、会社法第 797 条の規定による手続は行っておりません。

(3) 債権者の異議に係る手続の経過（会社法第 799 条）

吸収分割承継会社は、会社法第 799 条第 2 項の規定に従い、本吸収分割について、2021 年 5 月 27 日付け官報に公告しましたが、申述期限までに同条第 1 項の規定による異議申述を行った債権者はいませんでした。なお、吸収分割承継会社には知れている債権者が存在しないため、個別催告の手続は行っておりません。

4 吸収分割により承継した重要な権利義務（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

吸収分割承継会社は、2021 年 7 月 1 日付けで、吸収分割会社から本吸収分割契約に基づき、吸収分割会社の介護事業に関する権利義務を承継しました。なお、吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した資産、負債の額（概算値）は、次の通りです。

資産：金 117,248 千円

負債：金 76,428 千円

5 本吸収分割による変更登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

2021 年 7 月 1 日

6 その他吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

該当事項はありません。

以上